

国内経済要録

◇金融機関貸付金利の変更

さる9月1日の公定歩合引上げ(10月号「要録」参照)に伴い、9月上旬には銀行貸出金利をはじめ各種貸出金利の自主規制最高限度が引き上げられたが、その後新たに次の金利引上げ措置が決定された。

- (1) 日本損害保険協会では、損害保険会社の短期貸付自規制金利を次のとおり引き上げ、9月20日以降貸付分から実施。

(新) (旧)

1件300万円超	日歩2銭3厘以下	2銭2厘以下
〃300万円以下	〃2銭4厘〃	2銭3厘〃

- (2) 農林中央金庫は、系統外短期貸付金利を原則として日歩1厘の範囲内で引き上げ、9月11日以降の新規貸付分から実施。

◇銀行決算の経理基準に関する大蔵省通達

大蔵省は、一昨年来銀行決算に関する経理基準(いわゆる統一経理基準)について検討を重ねていたが、このほど新基準を制定し、9月30日付けをもって都市銀行、地方銀行、長期信用銀行および信託銀行あてに通達した。

- (1) 本基準設定のねらいは、①各期の業績に応じた利益を公表させて金融界に競争原理を導入し、経営合理化・経営責任の明確化に資すること、②決算の基準を定め、金融機関として必要な内部留保の額を明らかにし、金融機関が利益調整的な操作を行なっているとの外部からの批判にこたえ、決算の明確化を期すること、の2点にある。

- (2) その主内容は次のとおり。

諸償却(貸出金、有価証券、動・不動産等の償却)および諸準備金繰入れ(貸倒準備金、価格変動準備金、退職給与引当金)については、償却前利益の中から現行どおり無税限度まで償却、繰入れを実施したうえ、さらに一定限度までの有税償却、繰入れを行なう。具体的基準としては、

イ、諸 債 却

貸出金……期末時点において回収不可能と判定され

たものおよび最終の回収に重大な懸念があり、損失が見込まれるものはその相当額。

その他の債権……貸出金に準ずる。

上場有価証券……低価法(帳簿価格と時価のうちいずれか低いほうを新帳簿価格とするもの)による。

動 産……税法基準による。

不動産……毎期継続的に税法基準の160%相当額。

ロ、諸 繰 入 れ

貸倒準備金(債権償却特別勘定および旧貸倒準備金を除く)……毎期継続的に期末貸出金等の残高の $\frac{18}{1,000}$ を繰入れ。

価格変動準備金……税法基準による。

退職給与引当金……自己都合退職の場合の退職給与規定による要支給額(年金を含む)の100%を目標として、毎期計画的に繰入れ。

(3) 実施時期は42年9月期からとするが、経過措置として、繰入れに関しては3年間(45年3月期まで)の経過期間を認め、基準額に達していない銀行は、この間に大蔵省あて提出の計画に沿って繰入れを行なう。

また、基準額を超過する分ならびにその他勘定により処理している留保金(いわゆる秘密留保)は、経過期間中毎年均等に利益金に戻入する。

◇東京・大阪両証券取引所のバイカイ廃止措置

東京証券取引所は、このほど、売買取引の公正と投資者保護の徹底を図る見地から、いわゆるバイカイを廃止し、10月2日以降実施することとした。バイカイは、顧客の売買注文を取引所を経由することなく、証券会社の店頭で即座に成立させうる簡便な取引方式として用いられてきたが、株式取引の市場集中・価格優先・時間優先の原則から少なからず問題を残すものであったため、かねてその規制・改善が検討されており、このほどその全面的な廃止に踏み切ったものである。なお、バイカイ廃止により懸念される大量売買の不円滑化を避けるため、新たに多量売買の制度が設けられた。

また、大阪証券取引所でもこれにならうこととなり、その他地方取引所においても11月以降廃止されることになった。